

よくわかる！『事務課の仕事』『労務管理』『数字のしくみ』

事務課

課長 今井 邦博

主任 小西 美佳

1. はじめに

事務課について、そして、普段じっくり見る機会が少ないのではと思われる就業規則、給与明細の項目などについて、お話ししました。

2. 事務課とは

複数の職種が混在し、非常に多様な側面を持っています。組織図では大きく5つの係に分かれており、結構な大所帯となっています。

- ①事務係 4名
- ②医事係 4名
- ③運転・車両 9名
- ④栄養科・厨房 6名
- ⑤清掃 6名

法人全体としても、榆の会は平成28年4月1日現在、委託・派遣含め200名の大きな組織となっています。[資料;平成28年度 社会福祉法人 榆の会 組織図]

3. 就業規則について

就業規則の存在を知っていても、普段中々じっくり読む機会が少ないのではと考え、ポイントとなる規定を読み上げ、説明を行いました。

主なポイントとなる規定

- 第3条 就業規則と契約職員等就業規則の2つが存在し、雇用形態によって規程適用される規則が違ふことが分かります。
- 第9条 職員に事業所間の異動があること、また職種変更があることが書かれています。
- 第14条 榆の会は60歳定年であることが分かります。以降契約職員等として再雇用制度があります。
- 第15条 自己都合退職について書かれています。1ヵ月前までに退職願を提出することが書かれていますが、これは最も遅い場合で、通常は業務の関係上3ヵ月以上前に伝えることが望ましいと考えます。
通園など通年で区切りのある職種もあり、適宜上司と相談して退職日を定めることが望ましいと考えます。
- 第19条 退職時、または退職後に榆の会での勤務内容について証明書が必要となる場合があります。概ね一週間程度書類作成に時間をいただいています。休日を挟んだり受け取り、郵送までの時間も有りますので、余裕をもっての依頼をお願いします。

- 第25条 榆の会の勤務がタイムカードで管理されていることが分かります。勤務の状況を示す大事なものですので、打刻漏れ等無いようにお願いします。
- 第30条 勤務時間について書かれており、通常、早出、夜勤の3パターンあることが分かります。ただし現在20以上の事業があり、利用者のニーズも多岐に渡るためそぐわない部分も見られるため、見直しが必要と考えています。また一年間の変形労働時間制を採用していることが分かります。繁忙期がある業種では適切ですが、榆の会の現状を考えた場合、勤務表に基づき一ヵ月単位の変形労働時間制を採用した方が良いのではないかと考えています。
- 第33条 職員がそれぞれの課、事業所の1ヵ月ごとの勤務表に基づき勤務していることが分かります。
- 第35条 勤務日を振り替える場合、通常一週間以内に行うことが分かります。労基の指導を考えると、最低でも月内での振り替えが必要です。
- 第38条 6ヵ月以上、8割以上勤務した場合に有給休暇が付与されることが書かれています。翌年度に限り繰り越すことができ、最大40日まで使用できる可能性があります。

[資料;榆の会 就業規則]

4. 給与明細の中身について

給与明細の控除項目は何のために、どうしてこの金額が引かれているのか理解していない人が多いのではないかと考え、各控除項目についてお話ししました。実際の給与明細を使い、計算方法についても説明を行いました。なぜ31,492円もひかれたのでしょうか?項目ごとに見ていきます。[資料;給与支払明細書]

健康保険とは、従業員が病気やけがで医療機関にかかったとき、治療や投薬にかかる医療費の負担を軽くする保険です。また、病気やけがによって休業や死亡に見舞われたり、分娩をしたりといった際には現金が支給される仕組みもあります。保険料は、標準報酬月額に保険料率を掛けて算出します。標準報酬月額とは給与の平均途中で給与の変更があり、二等級以上の変動があった場合には随時改定を行います。保険料率は保険の種類や保険者によって異なります。榆の会が加入している協会けんぽは都道府県によって異なります。算出された保険料は、法人と職員が折半します。給与明細では、この職員負担分が控除されています。介護保険、厚生年金も同様となっています。北海

分科会 I-D

道における健康保険料率と介護保険料率は平成27年度10.14%となっており、残念ながら佐賀県の10.21%に次いで2番目に高い都道府県となっています。一番安い富山県と長野県は9.91%となっており、差が0.23%となっています。給与が月額10万円だと230円違うこととなります。[資料;平成27年度都道府県単位保険料率]

介護保険とは寝たきり等自力での生活が困難になった時に、介護サービスを受けることができる保険です。40歳から64歳までの従業員は介護保険料を負担します。保険料は健康保険同様、標準報酬月額に保険料率をかけて計算します。

厚生年金保険とは、老齢で退職したり、身体に障害を負ったり、死亡したりといった場合に本人や家族が年金を受給できる保険です。法人が負担している金額等を含め、楡の会では月額約800万程度社会保険料を納付しており、賞与分も含めると年間一億円以上を納付しています。楡の会の事業活動における収益が約8億5千万円ですから、約12%程度は社会保険料に使われている事になるわけです。[資料;平成27年9月からの健康保険・厚生年金保険の保険料額表]

支給合計	165,100円
標準報酬14(10)等級	170,000円 報酬月額 165,000円~175,000円
健康保険料	介護保険料率 1.58% 全額 2,686円 折半従業員負担 1,343円
	健康保険料率 10.14% 全額 17,238円 折半従業員負担 8,619円
厚生年金保険料	厚生年金保険料率 17.828% 全額 30,307.60円 折半従業員負担 15,154円(50銭以上切り上げ)

雇用保険とは、従業員が失業した時に次の職に就くために国が生活資金を給付する保険制度です。基本週20時間以上勤務する職員が加入します。保険料は、給与総支給額に雇用保険料率を掛けて算出します。これを法人と職員が一定割合ずつ負担します。給与明細では、この職員負担分が控除されています。[資料;平成27年度の雇用保険料率]

支給合計	165,100円
$165,100円 \times 5/1,000 = 826円$ (1円未満端数切り上げ)	

健康保険、介護保険料、厚生年金保険料、雇用保険を合計したものが、社会保険料合計です。こ

の金額は課税対象にはなりません。支給項目欄にある課税支給額から社会保険料合計を引いたものが、課税対象額として所得税と住民税の対象になります。

所得税とは、所得の額に応じて国に納める税金です。所得税の正式な確定額は、年末調整や確定申告によって決定します。所得税には、所得の額に応じて料率が定められていますが、毎月の給与からの源泉徴収では課税対象額に応じて定められる概算の税額が天引きされます。概算で控除しているため、年末調整の時に還付される場合が多くなっています。[資料;給与所得の源泉徴収税額表(平成27年分)]

課税対象額	135,058円
算出	
支給合計	165,100円
- 非課税通勤費	4,100円
	161,000円
- 社会保険料合計	25,942円
	135,058円
税額表135,000円以上、137,000円未満、甲欄 扶養親族等の数0人 税額2,550円	

5. 楡の会の収支について

あくまで2月現在の見込みですが、サービス活動増減差額6,222万円と大きな黒字となっています。数字については菊地次長からも説明がありましたので、簡潔に資料の読み上げを行いました。[資料;事務課分科会資料 平成27年度 決算見込(2月現在)]

6. まとめ

研修後「初めて給与明細が分かった」、「就業規則ってこういうことなんだ」といった感想をいただけたことは、研修の意図からも非常に嬉しく感じました。テーブルを会議形式、ロの字にしたことが進行や受け答えをスムーズに行えた大きな要因となりました。担当の中村さんのアドバイスに感謝です。

今回はもう少し専門的な分野もお話しできたらと思います。関係者及び参加していただきました皆様、ありがとうございました。